

新 令和6年2月1日以降入札公告及び指名通知より適用	旧
<p style="text-align: center;">県内業者・県内産建設資材の活用について</p> <p>このことについて、従来から共通仕様書や入札条件等により、受注者に対し、下請業者について県内業者の優先選定及び建設資材・物品等について奈良県産品の優先調達を図ることとしている。今回、県内業者のより一層の活用を目的に、以下のとおり理由書の提出を求めることとする。</p> <p>1. 下請業者の県内業者の優先選定</p> <p>(1) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を、<u>県内に主たる営業所を有するもの（以下「県内業者」という）</u>の中から選定することに努めるよう受注者に求めること。</p> <p>(2) 受注者が、県内業者と下請契約を行わず、県内業者以外の業者と下請契約を行う場合は、その理由を付した書面（様式3）の提出を求めること。なお、理由を付した書面の提出については、当面の間、設計金額9億円以上2億8千万円未満の工事を対象とする。また、下請金額に関わらず、下請（1次以降）契約する全ての対象建設業者を記載すること。</p> <p>① 工事着手前に報告【当初報告】 ② 当初報告に変更・追加が生じた場合【変更・追加報告】</p> <p>2. 建設資材等の奈良県産品優先調達及び奈良県リサイクル認定製品の利用促進</p> <p>(1) 地場産業の活性化・循環資源の有効利用を図るため、建設資材・物品等調達については、奈良県産品及び奈良県リサイクル認定製品を使用することに努めるよう受注者に求めること。</p> <p>A 奈良県産品とは次に示すものとする。 ・県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品</p> <p>B 奈良県リサイクル認定製品とは次に示すものとする。 ・奈良県リサイクル認定製品パンフレットに土木資材として掲載されている製品</p> <p>(2) 建設資材のうち生コンクリート、コンクリート二次製品、道路舗装材料類（※）（以下「3品目」という。）及び奈良県リサイクル認定製品の使用については、次に示す①から③の報告書（様式1）の提出を受注者に求めること。</p> <p>① 資材調達予定を工事着手前に報告【当初報告】 ② 当初報告に変更・追加が生じた場合【変更・追加報告】 ③ 資材調達結果を完成検査前に報告【完成報告】</p> <p>※道路舗装に用いるアスファルト合材、インターロッキングブロック、再生粒度砕石、再生クラッシュラン</p> <p>(3) 受注者が3品目で奈良県産品（以下「県内産建設資材（3品目）」という。）が調達できるにもかかわらず使用しない場合は、その理由を付した書面（様式2）を求めること。 様式2の提出時期は、様式1と同じとする。</p> <p>(4) 上記（2）の報告内容により下記条件を満たせば、工事成績評定の際に加点評価する。ただし、諸経費に含まれる資材、転用可能な資材（任意仮設材）等や工場製品の材料に使用されるものは対象外とする。</p> <p>A 県内産建設資材（3品目）を品目毎に全種類・全量を使用 （<u>工事特性の審査項目</u>で品目毎に1点、最大3点を加点）</p> <p>※「品目毎」とは、生コンクリートについて全種類・全量使用―――1点 コンクリート二次製品について全種類・全量使用――1点 道路舗装材料類について全種類・全量使用―――1点</p>	<p style="text-align: center;">県内業者・県内産建設資材の活用について</p> <p>このことについて、従来から共通仕様書や入札条件等により、受注者に対し、下請業者について県内建設業者の優先選定及び建設資材・物品等について奈良県産品の優先調達を図ることとしている。今回、県内業者のより一層の育成を目的に、以下のとおり優先使用を図ることとする。</p> <p>1. 下請業者の県内建設業者の優先選定 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を、<u>県内に主たる営業所を有するものの中から選定することに努めるよう受注者に求めること</u>。</p> <p>2. 建設資材等の奈良県産品優先調達及び奈良県リサイクル認定製品の利用促進</p> <p>(1) 地場産業の活性化・循環資源の有効利用を図るため、建設資材・物品等調達については、奈良県産品及び奈良県リサイクル認定製品を使用することに努めるよう受注者に求めること。</p> <p>A 奈良県産品とは次に示すものとする。 ・県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品 B 奈良県リサイクル認定製品とは次に示すものとする。 ・奈良県リサイクル認定製品パンフレットに土木資材として掲載されている製品</p> <p>(2) 建設資材のうち生コンクリート、コンクリート二次製品、道路舗装材料類（※）（以下「3品目」という。）及び奈良県リサイクル認定製品の使用については、次に示す①から③の報告書（様式1）の提出を受注者に求めること。</p> <p>① 資材調達予定を工事着手前に報告【当初報告】 ② 当初報告に変更・追加が生じた場合【変更・追加報告】 ③ 資材調達結果を完成検査前に報告【完成報告】</p> <p>※道路舗装に用いるアスファルト合材、インターロッキングブロック、再生粒度砕石、再生クラッシュラン</p> <p>(3) 受注者が3品目で奈良県産品（以下「県内産建設資材（3品目）」という。）が調達できるにもかかわらず使用しない場合は、その理由を付した書面（様式2）を求めること。 様式2の提出時期は、様式1と同じとする。</p> <p>(4) 上記（2）の報告内容により下記条件を満たせば、工事成績評定の際に加点評価する。ただし、諸経費に含まれる資材、転用可能な資材（任意仮設材）等や工場製品の材料に使用されるものは対象外とする。</p> <p>A 県内産建設資材（3品目）を品目毎に全種類・全量を使用 （<u>工事特性の審査項目</u>で品目毎に1点、最大3点を加点）</p> <p>※「品目毎」とは、生コンクリートについて全種類・全量使用―――1点 コンクリート二次製品について全種類・全量使用――1点 道路舗装材料類について全種類・全量使用―――1点 それぞれで1点、最大3点の加点</p> <p>B 奈良県リサイクル認定製品（土木資材）を全量使用 （<u>工事特性の審査項目</u>で2点を加点）</p>

B 奈良県リサイクル認定製品（土木資材）を全量使用
（工事特性の審査項目で2点を加点）

それぞれで1点、最大3点の加点